

差出人: 宮村 康夫
送信日時: 2024年1月5日金曜日 11:44
宛先: 一般社団法人 日本スポーツ用品工業協会
件名: 【周知依頼】 公益通報制度の普及啓発について
添付ファイル: 公益通報者保護制度の広報資料の周知について（依頼）.pdf

会員各位 へ
(BCCにてお送りいたします)

いつもお世話になっております。
本年も当協会の活動にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

経済産業省から以下のような周知依頼がございました。

消費者庁では、2023年12月4日（月）に消費者庁ウェブサイトにて「はじめての公益通報者保護法」のページを新設し、事業者の経営幹部向けに、従業員向けの研修動画などを掲載しているので、周知させていただきます。

経営者、お勤めの方向けで5分程度の動画になりますので、適宜動画をご覧いただき、公益通報制度のご理解に努めていただければ幸いです。

■ 「はじめての公益通報者保護法」 （消費者庁ウェブサイトより）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/hajimete

以上、関係部署にご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
一般社団法人 日本スポーツ用品工業協会 事務局
[TEL:03-3219-2041](tel:03-3219-2041)
E-mail: jaspo_sgi@sgi-jaspo.org
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

消 公 協 342 号
令和 5 年 12 月 8 日

公益通報関係省庁連絡会議構成員 各位

消費者庁 次長 吉岡 秀弥

公益通報者保護制度の広報資料の周知について（依頼）

平素より公益通報者保護制度の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）は令和 4 年 6 月 1 日に改正法が施行され、常時使用する労働者が 300 人を超える事業者は、内部公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとることが義務付けられました（常時使用する労働者が 300 人以下の事業者については努力義務）。

改正法施行後約 1 年を経過した本年 7 月には、中古車買取・販売大手の不祥事が発覚し、会社法上の大会社であっても、公益通報者保護法を認識しておらず、必要な体制を整備していないことが明らかになり、当社に対しては、公益通報者保護法に基づく、初の報告徴収及び指導を実施いたしました。また、当社以外の義務対象事業者、努力義務対象事業者においても、必要な体制を整備していない事例を確認しております。

こうした中、今年度の総合経済対策において、公益通報者保護法の周知・啓発が掲げられており、消費者庁では、下記のとおり、事業者のための「内部通報制度導入支援キット」（5分で分かる経営者向けの解説動画や解説パンフレット、従業員向けの解説動画やリーフレット）のほか、複数の広報資料を作成し、消費者庁 HP で公開しております。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/hajimete



ウェブサイト

二次元バーコード

関係省庁におかれましては、所管団体、業界に対し、上記を周知いただきますようお願いいたします。

本件に関する問合せ先

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室

03-3507-8800（代表）

内線（2475、2516）